

食品安全委員会（第878回会合）議事概要

日 時:令和4年11月8日(火) 14:00~14:36
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか6名出席
動画配信:一般9名、報道1名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「L-システイン塩酸塩」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、
「L-システイン塩酸塩が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量（ADI）を特定する必要はないと判断した」
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品及び飼料添加物「アンプロリウム」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「セフロキシム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、
「アンプロリウムは、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる」
「セフロキシムは、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の(3)の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる」
との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等「CIT-No. 1株を利用して生産されたL-シトルリン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、
「CIT-No. 1株を利用して生産されたL-シトルリンについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」を準用して評価を行った結果、使用形態が現行と同等である場

合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断したため、「遺伝子組換え食品等（微生物）の安全性評価基準」による評価は必要ないと判断した。

ただし、本評価は「CIT-No. 1株を利用して生産されたL-シトルリン」のリスクが従来食品に比して増加しないことを確認したものである。

本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、リスク管理機関において事業者に対し、設定した製品規格の適合遵守に加え、消費者の健康被害事例の収集等について、指導を徹底することが必要である。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

（２）その他

- ・ 食品安全委員会の運営について（令和４年７月から９月まで）

→事務局から報告